

令和5年度 立川市立第七小学校 経営方針

はじめに

急速な社会の変化に伴い、予測困難な社会の中で生きていく子供たちが、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決し、たくましく未来を切り拓く資質・能力を身に付けることが求められます。

学校はこれからの未来を切り拓く子供たちのために、学習指導要領と東京都及び立川市教育委員会の教育目標並びに、立川市教育委員会学校教育の指針等に基づき、子供たちに対して「知」「徳」「体」の調和のとれた豊かな人間性を育むとともに、自分の考えをもち、自己を磨く学ぶ意欲、他者と協働しながら課題解決に粘り強く取り組む態度、自分を大切にし、他者を思いやり、感謝する心、地域を愛し地域に貢献する態度の育成に努めていきます。新たな時代を拓く「立川市民」の育成を目指し、これらの取組により総合的な「生きる力」を育成する学校教育を推進します。

教育活動に様々な工夫と創造を重ね、学びの本質に目を向け、本当に必要なことを整理し、新たなスタンダードとしていけるものは引き続き行い、さらに改革できるものは改革しながら教育活動を進めていくことが必要と考えます。

また、立川市民科では、地域とともに子供たちの健やかな成長と地域に貢献できる力を育むことも求められています。学校運営協議会とも連携し、地域が求める子ども像や求める力についても共通理解しながら進めていくことも大切にしていきます。

最後に、本校の歴史と伝統を継承しながら、すべての児童が生き生きと学び、ニコニコ・ワクワクしながら一人一人が笑顔で学校生活を送り、全教職員および保護者・地域とが組織的・協働的に教育活動を展開する学校を目指していきます。子供たちにとって最善の教育を展開していくために、創意工夫と知恵と絞り、努力する教師集団でありたいと願います。

1 第七小学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、これからの社会に主体的に対応し、国際社会に貢献できる、心身ともに健康で人間性豊かな児童の育成を目指す。

この教育目標を達成するため、次のような児童像を設定する。

○元気な子 ◎考える子 ○ねばり強い子 ○思いやりのある子

重点目標

◎「考える子」とし、豊かな関わりの中で自ら学ぼうとする意欲を高め、思考力、判断力、表現力等を培うことにより、豊かな人間性及び社会性を育成する。

2 目指す学校の姿

今日の学びに喜び（ニコニコ）を感じ、明日の学びに希望を抱く（ワクワク）第七小学校

①誰一人として取り残さずに「できた、わかった、うれしい、楽しい」を実現するために、教職員、地域が一体となって取り組む学校

②互いのよさを認め合い、誰もが安心・安全に通える優しさと笑顔にあふれる学校

③教職員、保護者、地域が互いに信頼し、協働共助の精神を大切にする学校

3 目指す児童像「子どもの事実と教師の腹の底にくる実感を大切にする」

① 感謝の心と思いやりの心を持ち、互いのよさを認め合える子

② 様々ななかかわりを通して学び、自分で考えて行動できる子

③ 心と体を鍛え、粘り強くやりぬく子

4 目指す教師像「学ばざる者、子供の前に立つべからず」

① 教育のプロとしての高い意識を持ち、児童のために学び続け、互いに切磋琢磨し高め合う教師

② 組織の一員として互いに支え合い、経営参画意識をもって職務にあたる教師

③ 児童、保護者、地域から信頼され、学校・地域のために力を尽くせる教師

5 立川第三中学校区 共通経営方針

校区の地域、各小・中学校における児童・生徒の実態等に基づき、目指す児童・生徒像の実現のため、小中連携教育を全教育活動において推進する。

<校区で目指す子ども像>

自ら進んで学び、規範意識を高くもち、互いを認め合う児童・生徒

6 学校教育目標の具現化のための取り組み

「学力・体力向上」、「生命を尊重する教育の推進」、「特別支援教育の推進」、「立川市民科の充実」の重点課題について、ネットワーク型学校経営システムを学校経営の中核に位置付け推進を図る。学校運営協議会と地域学校協働本部が活発に機能したコミュニティ・スクールを展開することにより、地域との協働による学校経営を図るとともに、カリキュラム・マネジメントによるPDCAサイクルを進め、地域人材や地域資源を積極的に活用し、次のような学校づくりを推進する。

I 学校教育の充実 ～「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育む～

1 学力の向上

(1) 習得・活用・探究という学びの過程を重視した学力の向上

①児童の特性に応じた指導の工夫及び個に応じた指導の充実を図り、**基礎的・基本的な学習内容の定着（四則計算等、各学年の必達目標の設定）**と発展的な学習により、学力の伸長を図る。

② 教科等横断的な学習

・各教科等で育成する力はもとより、学習の基盤となる**言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力**や新たな価値を生み出す豊かな創造性等を**教科等横断的な視点**に基づいて育成する。

③ 身に付けた力を活用する探究的な学習

・各学校が**立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力**を明確にし、**現実の生活に関わる探究的な学習**や児童・生徒が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実させる。

(2) 授業改善の推進

① 授業の質的な向上

・国及び都の学力調査、東京ベーシック・ドリル、ベネッセ学力調査等の分析結果や授業改善のポイントを明示し、授業の質的向上を図る。

・**学びの目的や授業のねらい**を明確にした授業を行う。具体的には、授業のめあて（児童の学習目標）を示して授業に見通しをもたせ、問題解決における「自力解決」や「学び合い」「振り返り」の**学習場面を意図的・計画的に設定**し、学びの質を高め、学力の向上を図る。

② 立川スタンダードの活用による授業改善

・職層や経験年数を問わず**市内全教員に求められる授業の基礎・基本**を示した「立川スタンダード（基本的指導課程）20」を活用し、教員の資質・能力の向上や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた組織的な授業改善を行う。

・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための基盤となる学級づくりを確立するため、「立川学級力スタンダード」のより一層の活用により、**各教科・領域の学習活動を通して学級経営を充実**させる。

③ 教員の専門性を生かした指導

・学校の状況に応じて教科担任制を進める。

④ 授業観察

校長、副校長による45分を通じた**授業観察を年3回実施**する。学級集団や児童との関係の様子、学習規律の定着具合、児童の表情や言動等を把握する。

⑤ 自己申告書

各学期の**開始翌月に自己申告面接**を行う。当初面接（1学期）は目標と方策を設定し、中間面接（2学期）は達成度により方法の修正、追加を行う。最終面接（3学期）は自己評価を行い、次年度へ向けての課題を確認する。1学期の面接においては、キャリアパスについての確認をする。

（3）個に応じた学習支援の充実

① 授業時の個に応じた支援

・教職員間の情報共有や家庭との連携等により、児童・生徒一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、**誰一人取り残さない支援の手だて**を図る。

② 多様な学習機会の設定

・放課後や長期休業日等を活用した**補充的な学習機会**「地域未来塾事業」の推進により、**基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成**する。

（4）教育力向上の推進

① 研究の充実

・立川市教育委員会と立川市立小学校・中学校教育研究会とが連携し、教育研究に取り組み、その成果をリーフレット等にまとめるとともに、広く研究成果を共有し、各校の教育力向上を図る。

・児童等の実態を分析し、学校としての課題解決に資する校内研究を推進する。

② 研修の充実

・教員一人ひとりが、専門性を高めるために必要な研修を主体的に受け、**質の高い教職員集団を構築**する。

・中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修、理科実験における安全指導研修、ICT活用研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

（5）外国語教育の推進

① コミュニケーション能力の向上

・小学校教員と外国語指導助手（ALT）とのティーム・ティーチングによる授業を実施し、児童のコミュニケーション能力の向上と外国語活動・外国語と中学校の外国語科との円滑な接続を図る。

・高学年では、TGG GREEN SPRINGS（立川）の活用を推進し、**英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽し**

さを体験させて、英語学習に対する学習意欲を高める。(即興性を身に付けさせる毎時間の帯活動の充実)

② 教員の指導力の向上について

- ・ **小学校教育研究会外国語部による研究を市内全小学校で共有**することや、外国語の指導教諭による授業公開等により、**小学校教員の英語指導力向上及び指導内容の充実**を図る。

(6) ICT 教育の推進

① ICT を活用した授業の推進

- ・ **タブレット PC を計画的・効果的に活用**し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力と**論理的思考力**の向上を図る。
- ・ 子どもたちが主体的に ICT 活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、**自律的に使用することができる態度**を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。

2 豊かな心を育むための教育の推進

(1) 心の教育の推進

① 生命を尊重する教育の徹底

- ・ 学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など**生命を尊重する教育の徹底**を図る。
- ・ 「SOS を出す力」「SOS を受け止め、支援する力」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、**生命と人権を守る教育の徹底**を図る。

② 人権教育の推進

- ・ 「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して人権尊重の理念を児童に正しく理解させ、学校生活において実践させる。

③ 道徳教育の推進

- ・ 「生命の尊さ」を内容とした道徳授業地区公開講座を開催し、意見交換会を通して、**学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進**する。

(2) 健全育成の推進

① いじめの防止

- ・ 「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市子どものいじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、**いじめの未然防止、早期発見・早期解決**に努める。
- ・ いじめが発見されたときの対応は以下のとおりとする。

- 1 「**いじめられた**」と訴えがあった場合を「いじめの発生」とする。
いじめの判断は主観主義であり、客観的な証拠の有無に関係なく、「**いじめられた**」という訴えをもって発生とする。
- 2 **即日教育委員会に報告**するとともに**対策委員会を開催**し、立川市並びに本校の「いじめ対応方針」に則り、対応を協議、決定する。
- 3 「しばらく様子を見る」というのは対応ではない。**具体的に何をするのか**決める。
- 4 同日中に全教職員で方針と方とを確認し、**24 時間以内**に対応を開始する。
- 5 1 週間後に再度校内委員会を開き、状況の変容を確認する。
- 6 事態の収束が認められ、**いじめを受けた児童、保護者が「解決した」と判断したことを根拠**に校長が収束を宣言するまで、引き続き対応を続ける。

- ・弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
 - ・**心理調査分析等を活用**し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。
 - ・感染症等に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導を徹底する。
- ② 体罰・暴力行為の根絶
- ・体罰は児童の人権を侵害するものであり、**いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではない**との認識の下、人権意識を高め、人権感覚を磨き信頼関係に基づいた指導や児童の心に寄り添った指導を行う。
- ③ 安全かつ倫理的な SNS 等の活用
- ・外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や SNS 東京ノート等の活用により、**大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響を考えると**ともに、情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナーを考え、主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。
 - ・依存度チェックシートの活用や携帯電話・スマートフォン等の活用ルールを作成するよう啓発するなど、**学校と家庭が連携して安全かつ倫理的に SNS 等を利用**するよう指導する。
- ④ 不登校対策のための取組
- ・**不登校児童に対する早期の支援の徹底**を図る。学校等への支援については、指導主事、スクールソーシャルワーカー、特命担当からなる不登校等対応チームを有効に機能させるとともに、登校支援シートの作成と活用を図り、各学校が関係機関と連携して児童がもっている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
 - ・各学校に教室以外の居場所を設置し、タブレット PC 等を活用するなどして、個に応じたきめ細かい指導を行う。

（3）国際理解教育の推進

① 伝統文化と国際理解の推進

- ・多様な文化を尊重できる態度や資質を養うために、各教科等を通して**日本及び立川の伝統・文化への理解**を深め、異なる文化との相互理解を促進する。

（4）読書活動の充実

① 読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や**市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用**及び児童の委員会活動を充実させ、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。
- ・**電子図書館を活用**し、学校や家庭における読書活動を推進する。

（5）社会との関わりを生かした活動の推進

① 持続可能な社会の担い手の育成

- ・SDGs で掲げられている現代社会の諸課題について、「**誰ひとり取り残さない**」という考えの下、持続可能な社会の担い手を育成する。

3 体力の向上と健康づくりの促進

（1）体力向上の推進

① 学校2020レガシーの推進

- ・自己の体力及び運動能力の向上を図る一校一取組運動等の取組を全小・中学校で強化する。
- ・体育授業等の内容・**指導方法の工夫・改善**、日常的な運動・スポーツの実践による健康で安全な生活と豊か

なスポーツライフの実現に向けた取組の充実を図る。

② 体力向上のための授業改善の推進

- ・東京都統一体力テストの結果に基づく「授業改善推進プラン」について検証するとともに、「立川スタンダード20～体育・保健体育編～」を活用した授業改善に取り組む。
- ・体育・保健体育科に関する教員研修の実施により、体力向上につながる授業改善について、**教員の意識や指導技術を高める。（発達段階に応じた必達目標の設定。二重跳び、水泳25m、逆上がり、跳び箱等）**

（2）健康づくりの推進

① 健康教育の推進

- ・体育の保健分野及び家庭科等の教科における指導とともに、**養護教諭や学校医、保健師等と連携**した指導を推進し、病気の予防、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携したがん教育や性教育の充実を図る。

② 新しい生活様式の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症対策について、手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるために、**教育活動全体を通して「新しい生活様式」の徹底**を図る。

（3）学校給食の充実

① 食物アレルギー対応の徹底

- ・『立川市学校給食における食物アレルギー対応方針』に基づき、教育委員会・学校・保護者・調理関係者の情報共有や調理、配膳等における確認作業を徹底し、**食物アレルギーがある児童に安全・安心な給食**を提供する。

② 食育の推進

- ・児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるため、栄養士が学級担任等と連携し、学校給食を活用した食育を推進する。

II 教育支援と教育環境の充実 ～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

4 特別支援教育の推進

（1）早期連携・早期支援の充実

① 早期連携・早期支援の充実

- ・子ども家庭支援センターの発達相談と就学相談・教育相談の連携の充実を図るとともに、**就学支援シート及びサポートファイルの活用**を促進する。
- ・「立川就学前スタンダード20等の活用による「子どもの育ちの視点」の共有化を進めるとともに、**幼稚園・保育園と小学校の交流や研修**を通して幼保・小連携教育の充実を図る。

② 就学前機関から小・中学校間及び特別支援学校高等部の接続

- ・中学校区における通常の学級と特別支援学級との連携を、実態に応じて進める。
- ・就学支援シートの情報を活用した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成を進め、中学校への円滑な引継ぎを推進する。

（2）学校における指導体制・指導内容の充実

① 学校における計画的な特別支援教育の推進

- ・校内委員会の役割等を明確にし、あわせて特別支援教室の巡回指導教員が巡回校の特別支援教育副コーディネーターとして参加することにより、**校内委員会の充実**を図る。

- ・ユニバーサルデザイン等の考え方に基づいた**指導・支援の工夫**について共通理解を図り、一体的に実践する。
- ② 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用
- ・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の作成と活用をさらに進め、**中学校への円滑な引継ぎ**を推進する。
- ③ 教員の専門性向上
- ・**特別支援教育に関する理解・充実、授業力の向上**に向けて、教員研修の充実を図る。

（３）特別支援教育の理解啓発

- ① 交流及び共同学習の推進
- ・各校の実態に応じて交流及び共同学習の内容の充実を図りつつ、学校におけるさまざまな学習場面を通して、**特別支援教育に関する児童及び保護者の理解を深める。**
- ② 副籍制度の実施
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に合わせて副籍制度を実施し、創意工夫のある取組の共有等を情報共有して内容の充実を図る。

5 学校運営の充実

（１）児童・生徒等への支援

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**等の一層の活用**を図るとともに、子ども家庭支援センターや**主任児童委員・民生委員等による地域での支援**を通し、児童等が抱える課題の解消及び学校生活の充実を図る。
- ② 教育支援センターによる支援
- ・不登校児童に対する早期の支援や学校等の取組の支援については、ネットワーク型学校経営システムにより地域人材を活用する等、校内委員会・ケース会議を適宜実施する。

III 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

～学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む～

6 ネットワーク型の学校経営システムの拡充

（１）ネットワーク型の学校経営の推進

- ① 地域と連携した学校づくりの推進
- ・**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部が一体**となり、教育活動を展開する学校運営を推進する。
 - ・学校と保護者・地域等が連携した教育活動を強化するために、授業や学校行事の積極的な公開及び学校支援ボランティアの積極的な活用を推進する。
 - ・地域とともにある学校経営を推進するため、**学校ホームページを活用し、きめ細かく情報を発信**する。
 - ・学校評価（児童・生徒評価、保護者評価、学校運営協議会評価）を組織的・継続的に実施し、この中で学校評価の実施に係る共通項目及び小中連携教育に係る項目の結果を分析し、**学校経営の改善**につなげる。

（２）「立川市民科」の教科化

- ① 「立川市民科」の充実
- ・**地域に根ざした探究的な学習**等を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成する。

- ・認知症に関する正しい知識と理解を促す認知症サポーター養成講座（小4）、地域の歴史、文化、産業などの知識を検定方式で学ぶ「立川シビックプライド」（小5）、救命救急に関する学習を含む防災教育（小6）、を全小・中学校で実施し、立川市への共通理解を深める。**（持続可能なカリキュラムの作成と精査）**

（3）キャリア教育の推進

① 自己実現への意欲・態度の育成

- ・「**立川夢・未来ノート**」を年間指導計画に年間3回以上位置付け、計画的に活用する。

② 地域の教育力の活用

- ・**児童の学習支援や学校生活支援の充実**に向けて、保護者や地域住民との連携・協力体制をさらに推進する。
- ・児童の学びの充実に向けて、**地域とのつながりを強化し地域の教育力を活用**するため、「地域学校協働本部事業」に全中学校区で取り組み、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心とした地域による学校支援を組織的に展開する。
- ・ネットワーク型学校経営システムを活用し、不登校支援やいじめ対応等のためのサポート会議・ケース会議の充実を図る。

（4）学校と家庭の連携

① 家庭学習の習慣化

- ・各学校及び中学校区においてあらゆる機会を活用して家庭学習の習慣化に向けた取組を強化する。また、教務主任会や小中連携担当者連絡会において、各学校の取組を情報共有する。
- ・**一人1台タブレットPCを活用した家庭学習の取組の充実**に向けて、各学校、各地域の実践例や家庭学習に活用する教材の共有を図る。

7 幼保小中連携の推進

（1）幼保小中連携教育の充実

① 小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・**9年間を見通した教育課程の円滑な接続**を図るため、教務主任会や小中連携担当者連絡会等における推進方法や体制の検討及び中学校区を単位とした学校経営方針等の共有化、また児童・生徒による協働学習や交流とともに、教職員が相互に協力・連携した教育活動を推進する。

8 児童・生徒の安全・安心の確保

（1）安全教育の推進

① 安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用して「**必ず指導する基本的事項**」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

② 登下校の安全対策

- ・登下校時における**児童の交通事故や犯罪被害を防ぐ**ために、シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により地域全体で児童の安全確保に取り組む。

（2）防災教育の推進

① 自然災害への知識の習得

- ・東京都の「防災ノート～災害と安全～」等を積極的に活用した学校における避難訓練や安全指導等を通して、災害に対する理解を深めるとともに、**危険から身を守り、迅速かつ最善の行動力**を発揮できるようにする。

（毎月の避難訓練の真剣な取り組み）

③ 家庭との連携

- ・「東京マイ・タイムライン」や一人1台タブレットPCを活用した**防災教育の家庭学習を推進**する。

（登下校中や放課後に災害が起きた時の行動）

9 そのほか

（1）副校長を中心とした組織的な学校運営

副校長は学校長を補佐する職務であり、その判断は校長の示す学校経営方針を具現化するための教育活動の方向性と具体的方法、方策である。**副校長を学校運営・職員室経営・人材育成・対外折衝のかなめ**として公務遂行を支持、監督し、課題の解決を図る。**経営補佐**は副校長のスムーズな職務遂行をサポートする。

（2）サービスの遵守

- ・法令を遵守する意識を充実させるとともに、「東京都公立学校職員服務規程」「立川市立学校の管理運営に関する規則」の徹底を図る。
- ・**個人情報の管理を徹底**する。児童の作品、検査結果等の扱いについては、名簿チェックとダブルチェック、手渡しで授受、管理職の確認など最高水準の配慮を施し、**紛失等の事故**を絶対に発生させない。特に端末に関する児童個々の情報（ID やアカウント、パスワード等）については十分な確認と規約の整備を行う。また、「情報機器ガイドライン」の徹底、及び含む**事故防止研修会の定期的実施**により、個人情報管理に対する意識の高揚を図る。
- ・身分上、職務上の公務員である自覚を高め、信用失墜行為は決して起こさない。特に**体罰（不適切な指導を含む）、個人情報に関する事故（誤廃棄を含む）、会計事故、交通事故、通勤事故（届け出の通勤経路違反）、及びわいせつ事故**は徹底して防止に取り組む。
- ・校内に、**体罰やわいせつ行為が発生しがちな空間**（目につきにくい、二人きりになり得る、カーテンを閉め切った教室、施錠のしていない教室等）がないか常に目を配ると共に、児童への指導の際は、**1対1にならない、保護者と個人的にメール等のやりとりをしない**等に注意をする
- ・来校者の名札着用、校内に立ち入らせない、児童の防犯ブザー所持、監視カメラ等により、児童の安全管理について徹底する。
- ・**職員室においては机上整理**、退勤時の机上フラットの励行、執務室としての環境づくり等により、迅速、正確、安全な事務処理を行うことで業務効率の向上に努め、サービス事故を徹底防止する。
- ・**公務用の端末**は、離籍の際は画面を閉じ、退勤時はシャットダウンする。
- ・教員の執務場所は職員室である。**教室には児童の作品、名簿、提出物、成績及び教員の私物は置かない。**

（3）働き方改革

- ・**勤務時間以外の勤務は月45時間を超えない**。地域からの「税金で照明やエアコンを使っている」という目が一層厳しくなっていることを念頭に置き、遅くまで残ったり、週休日に出勤をしたりして仕事をするのが熱心だ、という価値観を排除し、**勤務時間内に計画的、効率的に職務を完了**する。

（4）会議の進め方

- ・各会議は全メンバーの出席を待つことなく**定刻に開始し、冒頭で終了予定時刻を確認**する。
- ・教務は時間配分を事前に提案者と確認をする。
- ・毎朝8：15の業務開始時と退勤前の16：30に**C4 t h**を確認する。
- ・各種会議には記録担当を設置し、内容を文書にして残す。会議終了後に管理職に提出し、報告とする。また、

会議欠席者は必ず記録を確認し、確認欄に押印する。

- ・組織的に進めていくために、C4 t hを活用し、職員の周知・徹底を図る。

(5) 運営委員会

- ・委員は管理職、4級職、必置主任、専科主任。不在の場合は代替者が出席する。
- ・運営委員以外が担当の場合は、起案検討のみ参加する。
- ・提案事項は、事前に部会等で検討された文書をもって行い、確認事項・検討事項を明確に示す。
- ・周知、確認のみで済む内容については、運営で扱わず、夕会にて行う。